

8月11日(日)「幸田町事業仕分け」実施 併せて平成23・24年度事業仕分け事業の現状報告会も実施



▲昨年度の事業仕分け

と き 8月11日(日) 午前9時～午後3時(予定)
と ころ 中央公民館
内 容 事業仕分け(対象事業3事業程度)
 平成23・24年度実施事業現状報告会

町では昨年に引き続き「事業仕分け」を実施します。
 町が実施しているさまざまな事業について、「そもそも必要なのか」「今のやり方で良いのか」などといった観点から、町民の皆さまと一緒に考え、町民目線に見合った内容に見直しをしていくことを目的に、事業仕分けという公開の場で議論します。

なお、本年度は平成23年度から3回目となる今回を一応の節目とし、過去2回の事業仕分け実施事業の現状報告も併せて行い、幸田町事業仕分けの総括とします。

**仕分けはどなたでも自由に
傍聴いただけます。
ぜひ会場へご来場ください。**

●仕分けの流れ(1事業当たり)

項目	時間	内容
事業説明	5分	担当課からの事業概要説明
議論・質疑	30分	仕分け人と担当課による議論・質疑応答
事業判定	5分	町民判定人による評価・判定
結果・講評	5分	コーディネーターによる判定結果の講評
計	45分	

●判定区分…町民判定人が次の区分で各事業を判定します

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
不要・民営化	国・県・広域で実施	ゼロベースで見直し	町実施 現行どおり、拡大	町実施 内容・規模見直し	町実施 民間委託化 民間委託の拡充

「事業仕分け委員・仕分け人・町民判定人」によって仕分けされます

事業仕分け委員…町民を中心に学識経験者などによる8人の委員により、仕分けの手法の検討や対象事業の選考を行います。

役割 ⇒ 仕分けする事業を選定します。

仕 分 け 人…事業の必要性、町が実施すべき事業かどうか、事業の実施方法はこれでよいのか、といったことを町職員と議論します

役割 ⇒ 事業の必要性などを公開の場で議論します。

町 民 判 定 人…仕分け人の議論をもとに、事業の方向性を判定します。より幅広い町民参加を得るため、地域、年齢、性別などを考慮し、30人程度を選任します。

役割 ⇒ 仕分け人の議論をもとに事業を評価・判定します。

問合せ 人事秘書課人事研修G(内線321)

平成26年度採用 幸田町職員を募集します！

1 職種・採用予定人員・受験資格

職種	採用人数	学歴	受験資格
一般事務職	若干名	大学、短大、高校	・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または、平成26年3月31日までに卒業見込みの人
一般事務職 (身体障がい者)	若干名	同上	・昭和54年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または、平成26年3月31日までに卒業見込みの人 * 身体障害者手帳の交付を受けている人で、自力により通勤可能であり、介護者なしで職務の遂行ができる人 * 活字印刷文による出題に対応できる人
土木技術職	若干名	同上	・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、土木課程を履修して左記学歴を卒業した人または、平成26年3月31日までに卒業見込みの人
保育士	若干名	大学、短大	・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または、平成26年3月31日までに卒業見込みの人 * 保育士資格を平成26年3月31日までに取得または、取得見込みの人
調理員	若干名	—	・昭和34年4月2日以降に生まれた人で、健康な人 * 調理師資格を平成26年3月31日までに取得または、取得見込みの人
消防職	若干名	大学、短大、高校	・昭和63年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または、平成26年3月31日までに卒業見込みの人 * 両眼とも矯正視力1.0以上で、赤色、青色および黄色の色彩の識別が可能な人

2 試験日程・会場・試験内容

試験	日時	会場	試験内容
第1次試験	平成25年9月22日(日)	幸田町役場 中央公民館	・一般教養試験・職場適応性検査 ・専門試験(土木技術職・保育士) ・調理員は職場適応性検査のみ
第2次試験	平成25年10月19日(土) 20日(日)	幸田町役場	・論文 ・3分間スピーチ ・面接 ・体力テスト(消防職のみ)

3 試験申込み・受付期間

区分	受付期間	受付場所	備考
窓口受付	平成25年7月1日(月)から 平成25年7月31日(水)まで	幸田町役場3階 企画部人事秘書課	受付時間は、午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜・祝日は休み)
郵便受付		人事研修グループ	受付期間末日の消印まで有効(消印なきものは無効)

4 そのほか

- ① 募集要項および受験申込書などは、幸田町役場企画部人事秘書課(3階)でお渡しするほか、町ホームページからもダウンロードできます。
- ② 遠隔地に住んでいる人で、受験申込書などを郵送で請求する場合は、90円切手を貼付し、宛て先などを明記した返信用封筒(長形3号:120mm×235mm)を必ず同封してください。
- ③ 提出書類(履歴書など)は、理由を問わず返却しません。

【問合せ・申込み】

役場3階 企画部人事秘書課人事研修G(4番窓口、内線323)

*詳しくは町ホームページ(<http://www.town.kota.lg.jp/>)をご覧ください。

～先輩職員からのメッセージ～

平成25年度採用 保育士

大草保育園 **尾崎 伽奈**

保育士になって

「かな先生、おはよう」と毎朝元気よくあいさつしてくれる子どもたち。昨年まで学生だった私にとって、実際に担任という立場でクラスをまとめていく難しさに焦りを感じてしまう時が多々あります。そんな時でも子どもと向き合っていると、元気や勇氣、そして優しさまでも学ぶことが多いです。そして今後も園長先生や先輩の保育士の皆さんからアドバイスをもらいながら、たくさんの経験を積んで、「かな先生がいいな」と言われるような保育士になりたいと思います。



平成25年度採用 一般事務職

福祉課 福祉G **小林 真之**

幸田町職員として

福祉課で障害者手帳の交付など、障がい者福祉に関する業務を担当しています。まだまだ分からないことが多く勉強の毎日ですが、先輩職員の皆さんに助けていただきながら仕事をしています。

窓口に出てお客さまの対応をする中で、相手の要望に気づき、適切に対応することの難しさを日々痛感しています。今の目標は「分かりやすく親身な対応」で、住民の皆さまに安心感を与えられる職員になることです。一人でも多くの人のお役に立てるように頑張ります。



親子でチャレンジ！夏休み子ども教室

①キッズ英会話教室

と き 8月20日(火)、21日(水)、22日(木)
* 3回連続の教室
午前9時30分～11時
ところ 中央公民館 第2・第3会議室
定員 20人
対象 町内の小学3年～6年生



②おもしろパンづくり

と き ①7月23日(火)
②7月25日(木)
③8月2日(金)
④8月6日(火) } 午前10時～午後1時
ところ 保健センター 栄養指導室
定員 各回親子10組(合計40組)
対象 町内の小学生とその保護者



③水彩画教室

と き 7月24日(水)、26日(金)、31日(水)
8月2日(金)、7日(水)、9日(金)
* 6回連続の教室
午前9時30分～11時30分
ところ さくら会館 第一研修室
定員 20人
対象 町内の小学3年～6年生



④科学実験教室

と き 8月31日(土)
①午前10時～正午
②午後1時30分～3時30分
ところ 中央公民館 ホール
定員 各回親子30組(合計60組)
対象 町内の小学生とその保護者



⑤そば打ち体験教室

と き ①7月24日(水)
午前10時～午後0時30分
②7月31日(水)
午前10時～午後0時30分
ところ 保健センター 栄養指導室
定員 各回親子8組(合計16組)
対象 町内の小学生とその保護者



*いずれの教室も受講料は無料です。材料費のみ、実費負担をしていただきます。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

申込み・問合せ

7月11日(木)までに、生涯学習課生涯学習G(内線197)へ電話でお申し込みください。

***お1人につき、1教室のお申し込みとさせていただきます。**定員を超えた場合は抽選を行い、抽選結果を全員へ郵送で通知します。

夏休み子ども農業体験教室に参加しよう♪



▲昨年度のぶどう収穫体験の様子

と き 8月14日(水) 午前9時～午後3時30分
ところ 町内農場・農業施設など
内容 ぶどう・なすの収穫体験や農協の施設見学、カレーライス作り
主催 幸田町青年農業会議
対象 町内在住の小学4年～6年生
定員 15組(30人)*2人1組、応募者多数時は抽選を行い、抽選結果を全員へ郵送で通知します。
参加費 500円/人(昼食原材料費・傷害保険料を含む)
申込み 7月1日(月)から12日(金)までに、産業振興課農業振興G(内線264)、または、JAあいち三河(町内の各支店)へお申し込みください。なお、申込み用紙は小学校から配布されます。

知って防ごう！熱中症

熱中症とは

熱中症とは、室温や気温が高い中での作業や運動により、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇、めまい、体がだるい、ひどいときにはけいれんや意識の異常など、さまざまな症状を起こす病気です。

家の中でじっとしていても室温や湿度が高いために、熱中症になる場合がありますので注意が必要です。

熱中症は予防ができる病気です

暑い夏を元気に過ごすため、熱中症のことをよく知り、しっかり予防しましょう。心臓や腎臓、そのほか持病をお持ちの人は、夏の過ごし方についてかかりつけの医師に相談し、上手にコントロールしましょう。

- 部屋の温度をこまめにチェック！（普段過ごす部屋には温度計を置くことをおすすめします）
- 室温28℃を超えないように、エアコンや扇風機を上手に使いましょう！
- のどが渴いたと感じたら必ず水分補給！
- のどが渴かなくてもこまめに水分補給！
- 外出の際は体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策も！
- 無理をせず、適度に休憩を！
- 日ごろから栄養バランスの良い食事と体力づくりを！

このような時は迷わず119番に電話して救急車を要請してください。

- ・ 自分で水が飲めなかったり、脱力感や倦怠感^{けんたい}が強く、動けない場合はためらわずに救急車を呼んでください
- ・ 意識がない（おかしい）、全身のけいれんがあるなどの症状を発見された人は、ためらわずに救急車を呼んでください。



問合せ 消防署救急担当 ☎63-0512

幸田町地域安全女性推進委員会議が開催されました

町では、安全安心なまちづくりを推進するため、各区から選出された地域安全女性推進委員の皆さんからご意見、ご要望をいただき、交通安全や防犯、防災に関する施策を進めています。

5月に行われました平成25年度第1回会議において、多くの意見が出されましたので、主なものを要約してご紹介します。

第1回会議 5月8日（水）開催

意見1 通学路や生活道路を通り抜ける車がスピードを出していて危険である。

【回答】 現地確認を行い、注意看板を立てるなどの対策を検討します。

意見2 道路構造上、横断歩道が見えにくい場所があり、歩行者が横断している場合に危険である。

【回答】 警察に電光式の横断歩道標識の要望をするとともに、道路塗装や防犯灯の設置など、通行車両に対し注意を促したり横断歩道の存在が分かりやすくなるような対策を検討します。

意見3 子どもたちの自転車マナーが悪く、道路の斜め横断や飛び出しがよくあり危険である。

【回答】 交通安全教室などを通じて、子どもたちに自転車マナーを教える活動を行っていきます。

意見4 駅の駐輪場における自転車盗難が多い。

【回答】 自転車盗難被害を防止するには、2個以上のカギを付ける二重ロックが有効です。自転車利用者の皆さんに二重ロックをしていただくよう啓発活動に努めます。

問合せ 防災安全課安全対策G（内線371）



▲（上）地域安全女性推進委員の皆さん
（下）会議の様子

こうた産業まつり ステージイベント出演者募集！

こうた産業まつりの野外ステージ出演者を募集します。バンド、ダンス、コントなどジャンルは問いません。出演希望者はこうた産業まつり実行委員会事務局までご連絡ください。

と き 11月10日(日)

と ころ ハッピーネス・ヒル・幸田 屋外ステージ

出演時間 1ステージ20分(準備・撤収込み)

募集組数 5組(予定)*アマチュアに限ります。

そのほか 出演料はかかりません。

申 込 み 当日のステージ概要がわかる資料をそろえて、7月26日(金)午後5時までに、産業振興課農業振興Gへお申し込みください。(申込書は事務局にあります)

*応募者多数時は、抽選となりますのでご了承ください。抽選については、各団体代表者による公開抽選とします。後日、代表者へ抽選の日程について改めてご連絡します。

問 合 せ 産業まつり実行委員会事務局(産業振興課内、内線264)



▲昨年度の中央小による三河万歳

使用済み天ぷら油の回収を始めます！

平成25年8月1日から家庭から出る天ぷら油の回収を始めます。

- ・地球温暖化対策と環境にやさしい資源循環社会を目指して回収します。
- ・バイオディーゼル燃料(BDF)にリサイクルし、公用車の燃料として使用します。



天ぷら油の出し方

①油を十分に冷ました後、天かすなどの固形物を取り除く



②500ml以上のペットボトルに入れ、しっかりとふたを閉める



③回収容器にペットボトルを立てて入れる



*賞味期限切れの油は、未開封の状態でお出しください。(びんは不可)

*油がこぼれないようにふたをしっかりと閉めてください。



回収する油

- 家庭から出る使用済み、賞味期限切れ植物性油
- 植物性油
- サラダ油(菜種油、紅花油、コーン油、ひまわり油、大豆油など)、オリーブオイルなど



回収しない油

- 動物系の脂(ラード・バターなど)
- 鉱物系の油(機械油、灯油など)
- 水や異物の混ざった油

使用済み天ぷら油の回収を行っている場所

回収施設	住 所	電話番号
A コープ幸田店	幸田町大字菱池字下田 38	62 - 1506
ドミー幸田店	幸田町大字菱池字御林 130	63 - 1310
ピアゴ幸田店	幸田町大字大草字山添 170	63 - 3511
マグフーズ幸田店	幸田町大字高力字越丸 24 - 1	56 - 1414
マックスバリュ幸田店	幸田町大字高力字蒲原 6	63 - 4011



平成25年度 こうた緑のカーテンコンテスト参加者募集！

緑のカーテンは、部屋の温度上昇を抑え、暑い夏を乗り切るのに、とても効果的です。そして、見た目の涼しさに加え、省エネや地球温暖化対策の一環にもなります。

町内のご家庭や事業所で取り組まれている、自慢の「緑のカーテン」をぜひご応募ください！



- 対 象** 町内において、平成25年春以降に「緑のカーテン」を設置している個人・団体
- 部 門** ①個人部門…戸建住宅、アパート、マンションなど
②団体部門…事業所、学校、保育園、幼稚園など
- 応募方法** 応募用紙に必要事項を記入し、写真を添付の上、直接持参、郵送またはメールで提出してください。
*メールの場合は、容量は3MBメガバイト以下をお願いします。
*応募用紙は、環境課（役場庁舎2階）で配布、または町ホームページからダウンロードできます。
- 応募締切** 9月6日（金）必着
- 審査内容** 緑のカーテンの出来ばえ、工夫した点などを審査対象とします。
- 表 彰** 健康福祉まつり（11月10日（日）開催）で、優秀事例を表彰します。
- 応 募 先** 〒444-0192（住所記載不要）
幸田町役場 環境課 環境保全グループ
Eメール kankyo@town.kota.lg.jp *容量は3MBメガバイト以下

問 合 せ 環境課環境保全G（内線272）



~~~~~ 昨年の公共施設の「緑のカーテン」 ~~~~~



▲役場庁舎 玄関横



▲大草保育園 室内からみたカーテン



▲里保育園 遊戯室



▲さくら会館

夏休み親子動く町政教室の参加者を募集します

- と き** 8月22日(木) 午前9時～午後4時
- 集合場所** 役場4階ホール西
- 見学先** 消防署→本光寺→筆柿の里・幸田→パナソニック
エコソリューションズ住宅設備(株)幸田工場→町民
会館
- 対 象** 町内在住の小学生とその保護者
- 定 員** 40人 *応募者多数時は抽選を行い、抽選結果を
全員へ郵送で通知します。
- 参加費** 無料
- 持ち物** お弁当、水筒、ビニールシート(道の駅で昼食休
憩の時間をとります。)
- 申込み** 7月19日(金)までに、役場3階企画政策課広報広
聴G(内線333)へ各小学校に配布しました参加
申込書にご記入の上、提出してください。



▲昨年は救急車の中も見学しました!

後期高齢者医療保険証の更新について

- ①現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日(水)です。8月1日(木)から使用していただく保険証を7月中旬から下旬に書留で郵送します。
*配達時に不在の場合は、郵便受けに案内(郵便物等のお預かりのお知らせ)が入ります。
*保険証は郵便局への転送届では転送されません。
郵便局の連絡先(☎0533-69-0855)
- ②郵便局での留置期間(案内に記載されている期間)を超えると、保険証は保険医療課に返還されます。
その場合は、保険医療課の窓口でお渡しますので、ご本人と確認できる書類を持ってお越しください。
- ③8月1日以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。

問合せ 保険医療課医療G(内線146)

福祉医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく!

福祉医療制度は心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費を助成する制度です。心身障害者医療費、母子家庭等医療費、後期高齢者福祉医療費(一部の人のみ)の受給者証が、8月1日(木)から新しくなります。受給者証の更新が必要な人には、更新申請書を7月中旬に郵送しますので、記載例に従って必要事項を記入・押印の上、更新の手続きをしてください。手続き完了後、引き続き対象になる人には7月末までに受給者証を送付します。

問合せ 保険医療課医療G(内線144)

国民健康保険高齢受給者証が更新されます

国民健康保険高齢受給者証が、8月1日(木)から新しくなります。対象者には白色から肌色に変わった新しい受給者証を、7月下旬までに郵送します。

対 象 昭和13年8月2日から昭和18年7月1日生まれの国民健康保険被保険者

問合せ 保険医療課国保年金G(内線141)

福祉医療費助成制度について

受給者が必要な医療を安心して受けられるよう、医療保険の自己負担額を助成して健康の保持増進と経済的な負担の軽減を図ることを目的としています。

対象となる人は、町内に住所を有し、健康保険（国民健康保険、社会保険など）に加入している下記の制度に該当する人となります。

申請に必要なものは、印鑑、健康保険証、障害者手帳など対象者であることを証明する書類です。

*申請がなければ助成を受けることができません。詳細はお問い合わせください。

制 度	対 象	助 成 内 容
子ども医療	0歳～中学3年（年度末まで）	医療保険の自己負担額を助成します。
障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 1～3級 4級（腎臓機能障がい） 4～6級（進行性筋萎縮症） ●療育手帳A・B判定の人 ●自閉症状群と診断されている人 	医療保険の自己負担額を助成します。
母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> ●母子、父子家庭の子が18歳に達する年度末までの母、父、子（児童扶養手当に準ずる所得制限があります） ●父母のいない子が18歳に達する年度末まで 	医療保険の自己負担額を助成します。
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳 1級、2級	医療保険の自己負担額を助成します。
	精神障害者保健福祉手帳 3級	精神疾患に関する入院医療費自己負担額の2分の1を助成します。
	自立支援医療受給者証の交付を受けている人	自立支援医療における精神疾患の通院医療費自己負担額（1割）と精神疾患の入院医療費自己負担額の2分の1を助成します。

*後期高齢者医療の被保険者の人で下記に該当する人

制 度	対 象	助 成 内 容
後期高齢者福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者医療、母子家庭等医療、精神障害者医療の受給資格を満たす人（上表） ●戦傷病者手帳所持者 ●精神障がいの措置入院患者 ●感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による命令入所患者と同等の要件を有すると認められた人 ●ねたきり、認知症で生活介護を受けていることが3カ月以上継続し、町民税非課税世帯の人 ●一人暮らしで、町民税非課税の人 <p>*状況調査を行います。</p>	<p>医療保険の自己負担額を助成します。（全疾病）</p> <p>ただし、以下の人は異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者保健福祉手帳3級の方は、精神疾患の入院医療費自己負担額の2分の1を助成します。 ●自立支援医療受給者証の交付を受けている人は、精神疾患の通院医療費の自己負担額、精神疾患の入院医療費の自己負担額の2分の1を助成します。

※入院時の食事代や部屋代などは助成対象となりません。

*生活保護の受給を受けている人や施設措置入所などにより同等の医療助成を受給している人は対象者から除きます。

問合せ 保険医療課医療G（内線144）

医療費の窓口負担や入院時の食事代が軽減される認定証の更新を忘れずに！

1カ所の医療機関などに支払う医療費の窓口負担が、自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」や入院時の食事代などの標準負担額（自己負担額）が軽減される「標準負担額減額認定証」などの有効期限は、7月31日（水）までです。

国民健康保険の被保険者は、引き続きこの認定証の交付を受けるには、改めて申請が必要です。申請に必要なものを持って、役場1階保健医療課（4番窓口）までお越しください。

後期高齢者医療の被保険者で「標準負担額減額認定証」を既にお持ちの人は、今年も適用区分が低所得者Ⅰ・Ⅱ（町民税非課税世帯）に該当すれば、7月下旬に新しい認定証を郵送します。（申請手続きは不要です。）新たに適用区分の低所得者Ⅰ・Ⅱに該当された人は、申請手続きが必要です。6月下旬にご案内を郵送していますのでご確認ください。

医療費1カ月の自己負担限度額（70歳未満）

適用区分	過去12カ月間の世帯内の高額療養費支給回数		対象となる認定証
	3回目まで	4回目以降	
B 一般	80,100円 + 267,000円を超えた総医療費の1%を加算	44,400円	限度額適用認定証
A 上位所得者	150,000円 + 500,000円を超えた総医療費の1%を加算	83,400円	
C 低所得者(注)	35,400円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費1カ月の自己負担限度額（70歳以上）

適用区分	負担割合	自己負担限度額		対象となる認定証
		外来	外来+入院	
一般	1割	12,000円	44,400円	限度額適用認定証
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + 267,000円を超えた総医療費の1%を加算 (4回目以降は44,400円)	
低所得者Ⅱ(注)	1割	8,000円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証
低所得者Ⅰ(注)	1割	8,000円	15,000円	

入院時の食事代の標準負担額

適用区分	標準負担額	対象となる認定証
一般・上位所得者・現役並み所得者	1食260円	限度額適用・標準負担額減額認定証
C 低所得者(注) (70歳未満)	過去12カ月間で90日までの入院 1食210円	
低所得者Ⅱ(注) (70歳以上)	過去12カ月間で90日を超える長期入院 1食160円	
低所得者Ⅰ(70歳以上)(注)	1食100円	

(注) 国民健康保険では世帯主と被保険者全員が、後期高齢者医療では世帯全員が町民税非課税の人

(Ⅰ・Ⅱの区分などは申請時にお調べします)

申請に必要なもの 印鑑、保険証、現在お持ちの認定証、90日を超える入院がある人は、領収書など入院日数の確認ができるもの

問合せ 国民健康保険については……………保険医療課国保年金G（内線143）
後期高齢者医療保険については……………医療G（内線146）

国民年金保険料免除制度について

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納める必要があります。1カ月の保険料は、15,040円（平成25年度）ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、保険料が全額免除または一部納付（一部免除）となる制度があります。平成25年度の申請受付は、7月からです。お早めに申請してください。

■免除と未納はこんなに違います！

区分	老齢基礎年金を受けるための資格期間	老齢基礎年金の年金額の計算	障害・遺族年金を受けるとき	所得審査を受ける人
全額免除	○ 受給資格期間となる	○ 一部算入される	○ 納付した場合と同じ	本人 配偶者 世帯主
4分の1納付 3,760円を納める	○ 受給資格期間となる	○ 一部算入される	○ 納付した場合と同じ	本人 配偶者 世帯主
半額納付 7,520円を納める	○ 受給資格期間となる	○ 一部算入される	○ 納付した場合と同じ	本人 配偶者 世帯主
4分の3納付 11,280円を納める	○ 受給資格期間となる	○ 一部算入される	○ 納付した場合と同じ	本人 配偶者 世帯主
未納	× 【期間に算入されない】	× 【計算に算入されない】 追納できない	× 【受け取れない場合がある】	

- * 保険料の全額免除や一部納付などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。
- * そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。
- * 追納する場合は、保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

問合せ 保険医療課国保年金G（内線141）

国民年金保険料後納制度をご存じですか

過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる「後納制度」が平成24年10月から始まりました。過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができます。

後納制度を利用できると思われる人には、日本年金機構から案内文書が送付されていますのでご利用ください。

- * 後納制度は事前申込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

問合せ 保険医療課国保年金G（内線141）
岡崎年金事務所 国民年金課 ☎23-2515

●こんなときは減免が受けられます

申請により受けられる国民健康保険税の減免は、下表のとおりです。

減免の判定基準	減免される税額														
世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯で、生計の中心となっていた被保険者が失業や事業の休廃止などにより当年の所得額が2分の1以下に減少すると見込まれる世帯（非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が低額となる世帯を除く）	所得割額の半額 （非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が高額となる世帯は、その差額）														
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が死亡した世帯	死亡後に到来する納期の納付額の全額														
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が障がい者となった世帯	障がい者となった日以後に到来する納期の納付額の9割														
災害などにより、被保険者の居住する住宅や家財に相当の損害を受けた世帯で、前年の所得額の合計が下表の区分にある世帯	災害を受けた日以後に到来する納期の納付額に対し下表の区分による額														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の区分（前年の所得額の合計）</th> <th colspan="2">減免される額</th> </tr> <tr> <th>全壊・全焼</th> <th>半壊・半焼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全額</td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え450万円以下</td> <td>8割</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>450万円を超え600万円以下</td> <td>半額</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の区分（前年の所得額の合計）	減免される額		全壊・全焼	半壊・半焼	300万円以下	全額	半額	300万円を超え450万円以下	8割	4割	450万円を超え600万円以下	半額	2割
世帯の区分（前年の所得額の合計）	減免される額														
	全壊・全焼	半壊・半焼													
300万円以下	全額	半額													
300万円を超え450万円以下	8割	4割													
450万円を超え600万円以下	半額	2割													
固定資産税額（土地・家屋）の減免を受けた世帯	減免となった固定資産税額による資産割額														
被保険者が少年院などの施設に収容、または刑事施設や労務場などの施設に拘禁された世帯	被保険者が拘禁などをされた期間に対する税額														
被保険者が心身障害者医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割														
被保険者が母子家庭等医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割														
社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより加入した65歳以上の被扶養者であった被保険者(旧被扶養者)がいる世帯で、下表の区分による世帯	旧被扶養者に対する所得割額・資産割額の全額、7割または5割軽減を受けた世帯を除く世帯の下表の区分による額														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の区分</th> <th>さらに減免される額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯</td> <td>旧被扶養者に対する均等割額の半額（2割軽減世帯は3割）</td> </tr> <tr> <td>旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯</td> <td>均等割額・平等割額の半額（2割軽減世帯は3割）</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の区分	さらに減免される額	旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯	旧被扶養者に対する均等割額の半額（2割軽減世帯は3割）	旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯	均等割額・平等割額の半額（2割軽減世帯は3割）								
世帯の区分	さらに減免される額														
旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯	旧被扶養者に対する均等割額の半額（2割軽減世帯は3割）														
旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯	均等割額・平等割額の半額（2割軽減世帯は3割）														
世帯主と被保険者の町民税が非課税の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割														

●納付は便利な口座振替で

国民健康保険税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

なお、世帯主が65歳以上の被保険者で、その世帯に65歳未満の被保険者がいない人は、口座振替の人などを除き、受給する年金から天引きされます。

問合せ 保険医療課国保年金G（内線141）

平成25年度 国民健康保険税はこうなります！

国民健康保険税は、世帯ごとに計算され、世帯主が納税義務者となります。世帯主本人が被保険者でなくとも、その世帯に被保険者がいれば、その世帯主に課税されます。

国民健康保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割をそれぞれ医療保険分・後期高齢者支援分・介護保険分（40歳から64歳までの人）ごとに計算した合計額を年税額として、7月から翌年2月までの年8回に分けて納めていただきます。

平成25年度の国民健康保険税の概要は、次のとおりですが、具体的な税額などは、7月中旬に郵送される納税通知書でご確認ください。

●税率などの変更はありません

平成25年度の税率や賦課限度額は、下表のとおり平成24年度と変わりはありませんが、国民健康保険税は、被保険者の医療費に充てられる大切な財源であり、その被保険者間で公平に負担していただくよう税率などが決められています。必ず納期限までに納めましょう。

課税区分	課税対象	医療保険分	後期高齢者支援分	計	介護保険分
所得割	前年の所得から33万円を控除した額	5.00%	1.60%	6.60%	1.27%
資産割	固定資産税額（土地・家屋）	12.00%	4.00%	16.00%	3.90%
均等割	被保険者1人当たり	24,800円	5,600円	30,400円	9,800円
平等割*1	1世帯当たり	21,000円	4,400円	25,400円	3,800円
課税限度額		51万円	14万円	65万円	12万円

*1 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯は、平等割額（医療保険分・後期高齢者支援分）が移行後5年間は半額、その後3年間は4分の3となります。

●低所得者は税額が軽減されます

低所得者については、下表のとおり税額が軽減されます。

軽減の対象	軽減の判定基準	軽減される税額
世帯主・被保険者・旧被保険者*2の前年の所得額の合計（65歳以上の公的年金などの所得からは15万円を控除）	前年の所得額が33万円以下	均等割額・平等割額の7割
	前年の所得額が33万円 + 24.5万円 × （世帯主を除く被保険者・旧被保険者の人数）以下	均等割額・平等割額の5割
	前年の所得額が33万円 + （35万円 × 被保険者・旧被保険者の人数）以下	均等割額・平等割額の2割

*2 旧被保険者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人。

●倒産や解雇などによる非自発的失業者に対する軽減措置があります

平成21年3月31日以降に離職し、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける人は、申告により、離職の翌日から翌年度末までの期間において、前年所得のうち給与所得を100分の30として所得割額を計算し、低所得者の税額軽減についても、同様に判定します。

対象となる雇用保険受給資格者証の離職理由の番号	
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	23・33・34

インターネットを使った選挙運動ができるようになります！

公職選挙法が改正され、次の国政選挙より下記のようにインターネットを利用した選挙運動ができるようになります。

- ①有権者は、ウェブサイトなど（ホームページ、ブログ、掲示板、SNS、動画共有サービスなど）を利用した選挙運動が可能となります。電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党などは、ウェブサイトなどや電子メールを利用した選挙運動が可能となります。
注）・選挙運動とは、特定の候補者の当選を目的として選挙人に働きかける行為です。
・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
・未成年者の選挙運動は禁止されています。

ネット選挙解禁で できること できないこと	インターネットで選挙運動ができる人たち			注意事項
	候補者	政党	有権者	
ウェブサイトなど (ホームページ、 ブログ、掲示板、 SNS、動画共有 サービスなど)	○	○	○	・電子メールアドレスなどの表示義務があります。 ・送信者の氏名・名称や電子メールアドレスなどの表示義務があります。 ・送信者は一定の記録の保存義務があります。
電子メール (SMTP方式、 電話番号方式)	○	○	×	

※受信に同意した相手など送信先に制限あり

次の禁止行為は処罰の対象となります！

- ・選挙運動用の**ホームページやメールなどを印刷**して頒布すること。
- ・選挙運動用の**メールを転送**により頒布すること。
- ・候補者を当選させない目的で、**候補者に関し虚偽の事項を公開**すること。
- ・候補者を当選させる、または当選させない目的で**氏名などを偽って**通信すること。
- ・候補者などの**ウェブサイトを改ざん**すること。
- ・人の**名誉を毀損**することや公然と人を**侮辱**すること。

* ネット選挙に関する詳しいことは、総務省ホームページをご覧ください。

第2投票区・第3投票区の投票場所が変更になります！

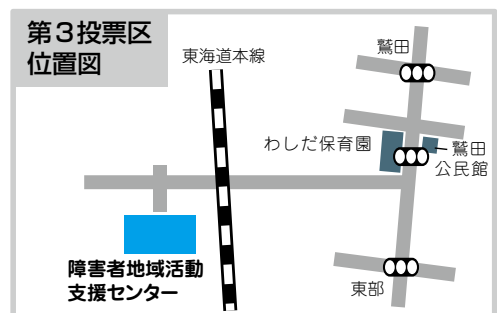
◎第2投票区（大草区、高力区）

投票の利便性の向上をはかるため「幸田小学校体育館」から「**幸田小学校北校舎1階会議室**」に変更になります。

◎第3投票区（鷺田区、新田区）

わした保育園の園舎増改築工事のため「わした保育園」から「**障害者地域活動支援センター**」（つどいの家）に変更になります。

問合せ 幸田町選挙管理委員会（総務課行政G、内線361）



西三河イベントだより

安城市

にいみなんきち

新美南吉生誕百年祭

平成 25 年は、童話作家・新美南吉の生誕百年の年。南吉が青春を過ごしたまち安城で百年祭を開催します。

とき 7月27日(土)～30日(火) **ところ** 安城市中心市街地交流広場ほか

内容 JR安城駅前の中心市街地交流広場をメイン会場とした4日間イベントを実施。子どもから大人まで「南吉のまち安城」を楽しむことができる市民参加型イベントを展開

そのほか 事業の詳細やそのほかのイベント情報は「南吉のまち」で検索してください。また、安城市歴史博物館(安城市安城町城堀30 / ☎0566-77-6655)では、7月20日(土)～10月6日(日)まで特別展として「南吉が安城にいた頃」を開催中。ぜひご覧ください。

問合せ 安城市企画政策課南吉プロジェクト係 ☎0566-71-2204

碧南市

碧南市制 65 周年記念 衣浦みなとまつり花火大会

とき 7月20日(土) 午後7時30分～8時30分ごろ *荒天などで中止の場合は、翌日21日(日)に順延。

ところ 衣浦港中央ふ頭沖合海上(衣浦海底トンネル南) **一般駐車場** 玉津浦グラウンド、臨海公園、海浜水族館

主催 衣浦みなとまつり花火大会実行委員会、碧南市、碧南商工会議所

問合せ 碧南市役所土木課港湾河川係 ☎0566-41-3311

*当日の開催状況は次へご確認ください。 ☎0180-995-900(音声案内)

西尾市

市制 60 周年記念 2013 西尾祇園祭

西尾祇園祭を3日間にかけて開催します。期間中はさまざまな露店が並び、イベント盛りだくさん。ぜひ、お越しください。

とき 7月12日(金)～14日(日) **ところ** 名鉄西尾駅西側の市街地一帯

●**前夜祭** 7月12日(金) 午後5時～9時

●**祇園祭** 江戸時代より300年以上にわたり受け継がれる祇園祭。大名行列をはじめ、みこしや獅子舞などが時代絵巻さながらに市街地を練り歩きます。 **とき** 7月13日(土) 午後5時～9時30分

●**第19回市民総踊り 踊ろっ茶・西尾!!** たくさんのグループが趣向を凝らした衣装や踊りで祭りのフィナーレを飾ります。 **とき** 7月14日(日) 午後4時～8時30分

●**問合せ** 西尾祇園祭協賛会事務局(西尾市商工観光課内) ☎0563-65-2169



豊田市

豊田の夏の風物詩 第 45 回 豊田おいでんまつり

●**おいでんファイナル** **とき** 7月27日(土) 午後5時～8時30分 **ところ** 名鉄豊田市駅東側一帯

内容 「おいでん」のテーマ曲にあわせて、笑顔と元気のある踊りを披露します。

●**花火大会** **とき** 7月28日(日) 午後7時10分～9時 *雨天決行、荒天および河川増水時は中止

ところ 矢作川河畔(白浜公園一帯/名鉄豊田市駅から徒歩10分)

内容 全国的にも高い評価を受ける豊田おいでんまつり花火大会。スターメイン、仕掛け花火、花火が音楽に合わせて踊るようなメロディ花火、フィナーレを飾るナイアガラ大瀑布など、約13,000発の花火が夜空を彩ります。

●**問合せ** 豊田おいでんまつり実行委員会事務局(豊田市商業観光課内) ☎0565-34-6642

*混雑が予想されますので、名鉄三河線(豊田市駅下車)、愛知環状鉄道(新豊田駅下車)などの公共交通手段をご利用ください。

刈谷市

天下の奇祭「万燈祭」

愛知県無形民俗文化財に指定され、230年以上の歴史がある伝統的な祭です。武者人形をかたどった約60kgの「万燈」を若衆が1人で担ぎ、笛と太鼓の囃子に合わせて勇壮に舞います。初日の「新楽」では若者たちが万燈を担いで市内を練り歩き、2日目の「本楽」では秋葉社の境内で舞が奉納されます。

とき 7月27日(土) 午後4時30分～10時、28日(日) 午後4時50分～10時

ところ 刈谷市銀座秋葉社周辺(JR・名鉄刈谷駅および名鉄刈谷市駅下車)

問合せ 刈谷市観光協会 ☎0566-23-4100

